

Smiles for the Public

— 人々が笑顔になれる社会をつくる —



第71回 定時株主総会招集ご通知

日時 2019年6月20日（木）午前10時

場所 神戸市中央区港島中町七丁目2番1号
当社本店 XEBEC（ジーベック）ホール

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役4名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

TOA 株式会社

証券コード 6809

目次

招集ご通知

第71回定時株主総会招集ご通知	1
-----------------	---

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件	3
第2号議案 取締役4名選任の件	4
第3号議案 監査役1名選任の件	8
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	9
第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	10

(添付書類)

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	12
2. 会社の株式に関する事項	19
3. 会社役員に関する事項	20
4. 会計監査人に関する事項	22
5. 会社の支配に関する基本方針	23
6. 剰余金の配当等の決定に関する方針	27

議決権行使のご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の方法がございます。

株主総会へ出席する場合



同封の議決権行使書用紙を
会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2019年6月20日（木曜日）午前10時

連結計算書類

連結貸借対照表	28
連結損益計算書	29

計算書類

貸借対照表	30
損益計算書	31

監査報告書

連結計算書類に係る 会計監査人の監査報告書 謄本	32
会計監査人の監査報告書 謄本	33
監査役会の監査報告書 謄本	34

議決権行使書を郵送する場合



同封の議決権行使書用紙に
各議案の賛否を表示のうえ、
下記行使期限までに到着
するようご返送ください。

行使期限

2019年6月19日（水曜日）午後5時30分到着

株主の皆さまへ

神戸市中央区港島中町七丁目2番1号
T O A 株 式 会 社
代表取締役社長 竹内一弘

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月19日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2019年6月20日（木曜日）午前10時
2. 場 所	神戸市中央区港島中町七丁目2番1号 当社本店 XEBEC（ジーベック）ホール
3. 目的事項	<p>●報告事項</p> <p>1. 第71期（2018年4月1日から2019年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件</p> <p>2. 会計監査人および監査役会の第71期連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>●決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 取締役4名選任の件</p> <p>第3号議案 監査役1名選任の件</p> <p>第4号議案 補欠監査役1名選任の件</p> <p>第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件</p>

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.toa.co.jp/ir/stockinfo/memo.htm>) に掲載いたしておりますので、本招集ご通知には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。
 - ① 事業報告の以下の事項
 - ・ 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
 - ② 連結計算書類の以下の事項
 - ・ 連結株主資本等変動計算書
 - ・ 連結注記表
 - ③ 計算書類の以下の事項
 - ・ 株主資本等変動計算書
 - ・ 個別注記表
 - 本招集ご通知の添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.toa.co.jp/ir/stockinfo/memo.htm>) に掲載いたしますのでご了承ください。



当社ウェブサイトは、こちらから
ご覧いただけます。

(<https://www.toa.co.jp/ir/stockinfo/memo.htm>)

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆さまへの利益還元の充実を経営の優先課題の一つとして位置づけ、安定的な配当を基本におくとともに、業績を勘案しつつ株主の皆さまへの利益還元を図ってまいります。

剰余金の配当につきましては、年間20円の配当を維持することを基本として業績を加味し、連結配当性向35%を目安に、持続的な成長を可能とする内部留保とのバランスを総合的に勘案し決定することとしております。

当期の期末配当につきましては、安定配当10円と連結配当性向35%を加味した業績連動配当6円の合計16円とさせていただきますと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金16円 総額541,793,536円

なお、中間配当金として10円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり26円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月21日

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役井谷憲次氏、竹内一弘氏、堀田昌人氏、谷和義氏が任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	いたに けんじ 井谷 憲次 (1951年12月17日生)  重任	1976年5月 当社入社 2000年4月 当社営業本部物流部長 2001年10月 当社執行役員東日本営業統括部長 2005年4月 当社執行役員ロジスティクス部長 2005年6月 当社取締役、常務執行役員SCM本部長 2007年10月 当社取締役、常務執行役員SCM本部長兼 オーディオ開発本部長 2008年6月 当社取締役、専務執行役員SCM本部長兼 オーディオ開発本部長 2009年6月 当社代表取締役社長 2015年6月 当社代表取締役会長兼社長 2017年6月 当社取締役会長（現任）	1,823,273株
		取締役候補者とした理由 井谷憲次氏を取締役候補者とした理由は、同氏が物流部門、国内営業部門および開発部門の統括を歴任しており、その横断的な実績と経験を活かし、引き続き、取締役として役割を果たすことが期待できるためであります。	

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">たけうち かずひろ 竹内 一弘 (1958年7月26日生)</p>  <p style="text-align: center;">重任</p>	<p>1981年4月 当社入社</p> <p>2000年4月 TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION社長</p> <p>2003年4月 当社首都圏営業統括部長</p> <p>2003年11月 当社執行役員首都圏営業統括部長</p> <p>2004年10月 当社執行役員東日本営業統括部長</p> <p>2006年11月 当社執行役員営業本部副本部長</p> <p>2007年4月 当社執行役員営業本部長</p> <p>2007年6月 当社取締役、執行役員営業本部長</p> <p>2010年4月 当社取締役、常務執行役員営業本部長</p> <p>2015年4月 当社取締役、常務執行役員営業統括本部長</p> <p>2016年4月 当社取締役、常務執行役員営業統括本部長兼開発本部長</p> <p>2017年6月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>取締役候補者とした理由 竹内一弘氏を取締役候補者とした理由は、同氏が長きにわたり国内営業部門を牽引したことに加え、開発部門も統括した実績と経験を活かし、当社のさらなる成長と持続的な企業価値の向上に貢献し、引き続き、取締役として役割を果たすことが期待できるためであります。</p>	26,100株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<p>ほった まさと 堀田 昌人 (1958年7月18日生)</p>  <p>重任</p>	<p>1982年4月 当社入社 2000年4月 当社営業本部東京支店東京営業部長 2001年4月 当社営業本部東京支店首都営業部長 2001年10月 当社東日本営業統括部担当部長 2003年4月 TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION社長 2005年4月 TOA (CHINA) LIMITED.社長 2007年4月 TOA (CHINA) LIMITED.社長兼 TOA (HONG KONG) LIMITED社長 2008年6月 当社執行役員TOA (CHINA) LIMITED.社長兼 TOA (HONG KONG) LIMITED社長 2009年4月 当社執行役員海外営業本部中国・東アジア 営業部長兼TOA (CHINA) LIMITED.社長 兼TOA (HONG KONG) LIMITED社長 2012年4月 当社執行役員海外事業本部中国・東アジア 事業部長兼TOA (HONG KONG) LIMITED 社長 2013年1月 当社執行役員海外事業本部中国・東アジア 事業部長 2013年6月 当社取締役、執行役員海外事業本部中国・ 東アジア事業部長 2014年4月 当社取締役、執行役員経営企画本部長 2019年4月 当社取締役、執行役員経営企画本部長兼 エンジニアリング部担当 (現任)</p> <p>取締役候補者とした理由 堀田昌人氏を取締役候補者とした理由は、同氏が国内営業部門、海外営業部門および経営企画部門を統括し、牽引してきた横断的な実績と経験を活かし、当社のさらなる成長と持続的な企業価値の向上に貢献し、引き続き、取締役として役割を果たすことが期待できるためであります。</p>	6,275株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	<p style="text-align: center;">たに かずよし 谷 和義 (1952年9月13日生)</p>  <p style="text-align: center;">重任</p> <p style="text-align: center;">社外 独立</p>	<p>1976年4月 バンドー化学株式会社入社 1995年11月 同社伝動技術研究所副所長 1998年4月 同社伝動技術研究所長 2000年4月 同社中央研究所長 2002年7月 同社伝動事業部副事業部長 2004年4月 同社執行役員伝動事業部長 2004年6月 同社取締役 2005年4月 同社取締役、常務執行役員 2007年6月 同社代表取締役社長、社長執行役員 2013年4月 同社取締役副会長 2014年6月 同社顧問・技監 2015年6月 当社社外取締役(現任) 2017年6月 株式会社指月電機製作所社外取締役(現任) 2018年4月 バンドー化学株式会社顧問(現任)</p> <p>社外取締役候補者とした理由 谷和義氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が長きにわたり、ゴム・プラスチック製品メーカーにおいて、技術者や企業経営者として培ってきた豊富な経験や専門的知見を当社の経営に反映し、業務執行を担う経営陣から独立した客観的視点から経営に対する積極的な助言、提言をいただいております。その実績から、引き続き、社外取締役として当社のコーポレート・ガバナンス機能の強化の役割を果たすことが期待できるためであります。</p>	5,600株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 谷和義氏は、社外取締役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出しており、本総会において同氏が取締役に選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 当社は、谷和義氏が取締役に選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 谷和義氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役小林茂信氏が任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
こばやし しげのぶ 小林 茂信 (1950年10月20日生)  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">重任</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div>	1975年12月 瑞穂監査法人入所 1981年 8月 公認会計士登録 1986年12月 瑞穂監査法人退所 公認会計士小林会計事務所 (現 小林茂信会計事務所) 開設 所長 (現任) 1989年 3月 税理士開業登録 1998年 6月 日本公認会計士協会兵庫会法務会計委員長 2001年 6月 日本公認会計士協会兵庫会税務委員長・同協会本部 租税調査会委員 2005年 4月 姫路市包括外部監査人 2007年 1月 姫路信用金庫顧問 2007年 6月 日本公認会計士協会兵庫会学校法人委員長・同協会 本部学校法人会計委員 2009年 2月 高田工業協業組合監事 (現任) 2011年 6月 当社社外監査役 (現任) 2012年 6月 姫路信用金庫監事 (現任) 2018年 6月 社会福祉法人姫路市社会福祉協議会監事 (現任)	—
	社外監査役候補者とした理由 小林茂信氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は公認会計士および税理士としての専門的な知識を活かし、また、長きにわたり会計事務所所長として、企業の税務業務、監査を行っている経験等から監査役としての役割を果たすことが期待できるためであります。なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。	

- (注) 1. 小林茂信氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 小林茂信氏は、社外監査役候補者であります。当社は、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、本総会において同氏が監査役に選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 3. 当社は、小林茂信氏が監査役に選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
 4. 小林茂信氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2018年6月21日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任された福元隆久氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとなっておりますので、改めて、監査役が法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
ふくもと たかひさ 福元 隆久 (1967年8月2日生) 	1993年4月 兵庫県庁入庁 1994年3月 兵庫県庁退庁 1996年4月 弁護士登録、東町法律事務所（現弁護士法人東町法律事務所）入所 2003年4月 東町法律事務所（現弁護士法人東町法律事務所）パートナー弁護士（現任） 2003年6月 川西倉庫株式会社社外監査役 2008年4月 兵庫県弁護士会副会長 2010年6月 株式会社神戸フェリーセンター社外監査役（現任） 2012年4月 神戸家庭裁判所家事調停委員（現任）	—
	補欠の社外監査役候補者とした理由 福元隆久氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏が弁護士の資格を有しており、法曹界での豊富な経験と培われた専門的な知識等を活かし、監査役として役割を果たすことが期待できるためであります。なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。	

- (注) 1. 福元隆久氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 福元隆久氏は、補欠の社外監査役候補者であります。また、同氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
 3. 当社は、福元隆久氏が監査役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

第5号議案

取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年6月29日開催の第58回定時株主総会において、年額3億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の代表取締役および業務執行取締役（以下、「対象取締役」という。）に対して、株主の皆さまとのより一層の価値共有を図るとともに、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下、「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1億円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、報酬委員会の審議を前提として取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

第2号議案「取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年120,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より、20年間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役の地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境は、国内では堅調な企業収益を背景に、緩やかな回復基調が続いています。一方、相次ぐ自然災害による停滞局面や通商摩擦の影響を受けての輸出の弱含み傾向が見られ、海外経済の不確実性など、依然として先行きは不透明な情勢が続いています。

このような環境の下、当社は企業価値である「Smiles for the Public ―人々が笑顔になれる社会をつくる―」を実現するため、当期より新たに「中期経営基本計画」を開始いたしました。国内では、防災放送を始めとする公共空間の音の明瞭化コンサルティングや、インバウンド対応を進める公共交通機関・商業施設への多言語放送などのサービスを交え、お客さまの運用に応じて製品を効果的に活用いただけるソリューションの創造・提供を進めています。また、海外では各地域でのマーケティング機能を強化し、それぞれの市場ニーズに応えた商品開発の加速と販路の拡充に注力しております。

これらの結果、当期の売上高は46,338百万円（前年同期比+2,157百万円、4.9%増）となりました。営業利益は3,903百万円（前年同期比+392百万円、11.2%増）、経常利益は4,099百万円（前年同期比+538百万円、15.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,504百万円（前年同期比+366百万円、17.1%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

(日本)

売上高は28,454百万円（前年同期比+1,155百万円、4.2%増）、セグメント利益（営業利益）は5,670百万円（前年同期比+286百万円、5.3%増）となりました。

減災・防災市場向けの販売は伸び悩みましたが、商業施設、交通インフラ市場での販売が伸長しました。また、映像機器等の販売が堅調に推移し、売上高、セグメント利益は増加しました。

(アジア・パシフィック)

売上高は7,185百万円（前年同期比+460百万円、6.8%増）、セグメント利益（営業利益）は977百万円（前年同期比+118百万円、13.9%増）となりました。

インドネシアでの流通開拓やタイでの交通インフラ市場への販売が堅調に推移し、また、ベトナムでは官公庁向けの売上高が増加したことにより、売上高、セグメント利益は増加しました。

(欧州・中東・アフリカ)

売上高は5,306百万円（前年同期比+509百万円、10.6%増）、セグメント利益（営業利益）は578百万円（前年同期比+152百万円、35.9%増）となりました。

欧州各国での非常用放送設備等の販売が堅調に推移したことや、エジプト向けの大型物件売上があったことなどにより、売上高、セグメント利益は増加しました。

(アメリカ)

売上高は3,666百万円（前年同期比△190百万円、4.9%減）、セグメント利益（営業利益）は179百万円（前年同期比+21百万円、13.5%増）となりました。

アメリカ、カナダでの音響機器の販売が伸び悩み、鉄道車両向けの出荷も減少したことで、売上高が減少しましたが、原価率の改善などによりセグメント利益は増加しました。

(中国・東アジア)

売上高は1,725百万円（前年同期比+222百万円、14.8%増）、セグメント利益（営業利益）は206百万円（前年同期比△9百万円、4.2%減）となりました。

中国では空港向けなどの大型物件や新規流通開拓などにより売上高が増加し、台湾では空港や工場での非常用放送設備の販売が堅調に推移しましたが、営業費用の増加により、セグメント利益は減少しました。

② 設備投資および資金調達の状況

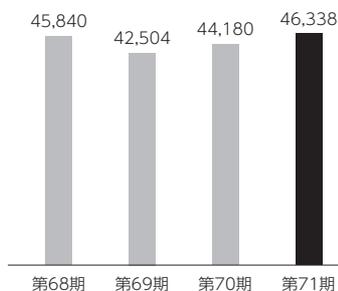
当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資は、主に、宝塚事業場における研究開発棟の建築ならびに国内および海外生産子会社における生産設備の取得などであり、この総額は2,150百万円であり、自己資金により充当しました。

③ 財産および損益の状況の推移

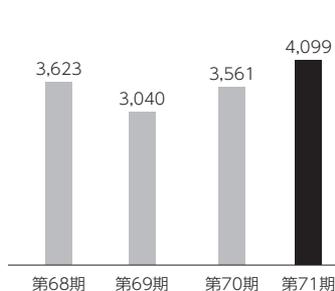
区 分	第68期 2016年3月期	第69期 2017年3月期	第70期 2018年3月期	第71期 (当連結会計年度) 2019年3月期
売上高 (百万円)	45,840	42,504	44,180	46,338
経常利益 (百万円)	3,623	3,040	3,561	4,099
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,093	1,750	2,138	2,504
1株当たり当期純利益 (円)	61.83	51.70	63.16	73.97
総資産 (百万円)	52,865	54,294	57,824	57,742
純資産 (百万円)	41,572	42,307	45,786	45,689
1株当たり純資産額 (円)	1,171.42	1,188.41	1,284.69	1,275.99

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
2. 当連結会計年度より、『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を適用し、前連結会計年度の総資産額について遡及処理後の数値を表示しております。

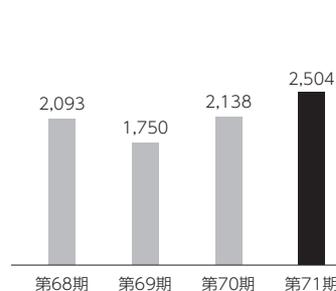
■ 売上高 (百万円)



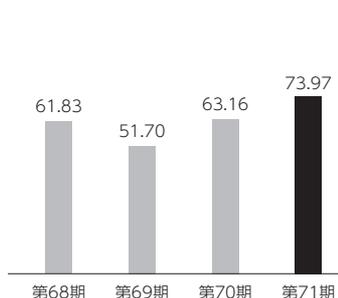
■ 経常利益 (百万円)



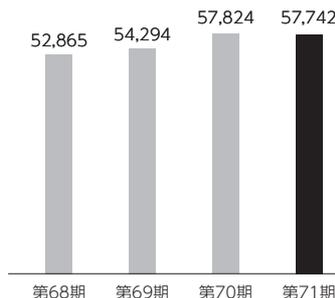
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



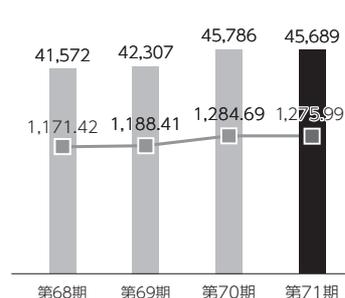
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円) ■ 1株当たり純資産額 (円)



④ 対処すべき課題

次期は、2021年3月期を最終年度とする中期経営基本計画の2年目にあたります。当社商品のIoT対応と、お客さまに密着した営業およびエンジニアリング体制を通じて「お客さまとのつながり」をより一層強めてまいります。そして「音の報^しせる力」を強みとする専門メーカーである当社ならではの視点でサービスやコンサルティングを交え、お客さまの運用に応じた最適なソリューションを継続して創造・提供することが可能なビジネスの展開を進めます。

また、各地域でのマーケティング機能を強化させ、それぞれの市場ニーズに応えた商品開発の更なる加速と販路の拡充により、それぞれが事業体として自立した「世界に5つのTOA」を実現いたします。

⑤ 重要な子会社の状況 (2019年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権の 所有割合	主要な事業の内容
アコース株式会社	90百万円	100%	音響関連製品の開発および生産
タケックス株式会社	35百万円	100%	映像関連製品の開発および生産
TOAエンジニアリング株式会社	50百万円	100%	音響関連、映像関連および鉄道車両関連製品のエンジニアリングおよび施工
株式会社ジーバック	30百万円	100%	ソフト企画制作、音響ホール・スタジオ等の管理および運営
TOA ELECTRONICS, INC.	US\$ 4,000千	100%	米国における当社製品の販売
TOA Communication Systems, Inc.	US\$ 2,500千	100%	米国における鉄道車両関連機器の製造販売
TOA CANADA CORPORATION	CAN\$ 1,450千	100%	カナダにおける当社製品の販売
TOA CORPORATION (UK) LIMITED	STG £ 1,500千	100%	英国における当社製品の販売
TOA Electronics Europe G.m.b.H.	ユーロ 512千	100%	欧州、中東、北アフリカにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS SOUTHERN AFRICA (PROPRIETARY) LIMITED	ZAR 5,290千	100% (100%)	南アフリカ共和国、サブサハラアフリカにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION	NT\$ 20,000千	100%	台湾における当社製品の販売
TOA (HONG KONG) LIMITED	HK\$ 1,500千	100%	香港における当社製品の販売
TOA (CHINA) LIMITED.	US\$ 200千	100%	中国における当社製品の販売
TOA Electronics (Thailand) Co., Ltd.	THB 30,000千	49%	タイ、ラオスにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS PTE LTD	S\$ 170千	51%	アジア、オセアニアにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS (M) SDN. BHD.	RM 1,000千	100% (100%)	マレーシアにおける当社製品の販売
PT. TOA GALVA PRIMA KARYA	RP 2,000百万	99% (99%)	インドネシアにおける当社製品の販売
TOA ELECTRONICS VIETNAM COMPANY LIMITED	VND 14,725百万	100%	ベトナムにおける当社製品の販売
PT. TOA GALVA INDUSTRIES.	RP 44,800百万	49%	音響関連製品の開発および生産
TOA VIETNAM CO.,LTD.	US\$ 1,100千	100%	音響関連および映像関連製品の開発および生産
得洋電子工業股份有限公司	NT\$ 35,000千	34%	音響関連製品の開発および生産
得技電子(深圳)有限公司	RMB 17,091千	49%	音響関連製品の開発および生産

(注) 1. 議決権の所有割合欄の () 内は、間接所有割合を内数として表示しております。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

⑥ 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

事業区分		主要な製品
■ 音響事業	拡声放送機器	マイクロホン、アンプ、スピーカー等の業務用および非常用放送システム、自動案内放送システム、会議・議場放送システム、鉄道車両案内放送システム
	プロサウンド機器	プロ用サウンドシステム、劇場・ホール音響システム、デジタルミキシングシステム
	通信機器	インターカムシステム、ワイヤレスマイクロホンシステム、連絡用無線システム、IP告知放送システム
■ 映像事業	映像機器	監視用テレビ・カメラシステム (カメラ、モニターテレビ、デジタルレコーダー、ビデオスイッチャー等)
■ その他		音響と映像に関するソフトウェア他

⑦ 主要な営業所および工場 (2019年3月31日現在)

- (1) 当 社 本 社 (神戸市……………海外営業・管理部門)
 宝 塚 事 業 場 (兵庫県宝塚市…生産・開発部門)
 国内販売事業所 (仙台市・東京都江東区・名古屋市・大阪市・福岡市を主拠点とし全国35営業所)
- (2) 子会社 国内生産拠点 アコース株式会社 (滋賀県米原市)、
 タケックス株式会社 (佐賀県武雄市)
- 国内エンジニア TOAエンジニアリング株式会社 (東京都江東区)、
 リング等拠点 株式会社ジーベック (神戸市)

海外販売拠点 TOA ELECTRONICS, INC. (米国)、
 TOA Communication Systems, Inc. (米国)、
 TOA CANADA CORPORATION (カナダ)、
 TOA CORPORATION (UK) LIMITED (英国)、
 TOA Electronics Europe G.m.b.H. (ドイツ)、
 TOA ELECTRONICS SOUTHERN AFRICA
 (PROPRIETARY) LIMITED (南アフリカ共和国)、
 TOA ELECTRONICS TAIWAN CORPORATION (台湾)、
 TOA (HONG KONG) LIMITED (香港)、
 TOA (CHINA) LIMITED. (中国)、
 TOA Electronics (Thailand) Co., Ltd. (タイ)、
 TOA ELECTRONICS PTE LTD (シンガポール)、
 TOA ELECTRONICS (M) SDN. BHD. (マレーシア)、
 PT. TOA GALVA PRIMA KARYA (インドネシア)、
 TOA ELECTRONICS VIETNAM COMPANY LIMITED
 (ベトナム)

海外生産拠点 PT. TOA GALVA INDUSTRIES. (インドネシア)、
 TOA VIETNAM CO.,LTD. (ベトナム)、
 得洋電子工業股份有限公司 (台湾)、
 得技電子 (深圳) 有限公司 (中国)

⑧ 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

(1) 企業集団の従業員数

	従業員数	前期末比増減
当 社	803名	25名増
国内生産拠点	261名	7名増
国内エンジニアリング等拠点	161名	9名増
海外販売拠点	440名	19名増
海外生産拠点	1,588名	32名増
合 計	3,253名	92名増

(注) 従業員数には、契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
803名	25名増	42.4歳	16.8年

(注) 1. 従業員数は、当社から子会社への出向者を除いた就業人員数であります。
 2. 従業員数には、契約社員、パートタイマー、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

⑨ 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	331百万円
株式会社みずほ銀行	536百万円
インドネシア三井住友銀行	66百万円

⑩ その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 78,820,000株
- ② 発行済株式の総数 33,862,096株 (自己株式674,539株を除く)
- ③ 株主数 3,364名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
T O A 取引先持株会	2,368千株	7.00%
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,306	6.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,119	6.26
公益財団法人神戸やまぶき財団	2,000	5.91
井谷 憲 次	1,823	5.38
株式会社三菱UFJ銀行	1,681	4.97
システムックス株式会社	1,457	4.30
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,391	4.11
公益財団法人中谷医工計測技術振興財団	1,297	3.83
株式会社三井住友銀行	1,188	3.51

(注) 持株比率は、自己株式 (674千株) を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	井 谷 憲 次	
取締役社長 (代表取締役)	竹 内 一 弘	
取 締 役 (常務執行役員)	増 野 善 則	海外事業本部長
取 締 役 (執 行 役 員)	寺 前 順 一	SCM本部長
取 締 役 (執 行 役 員)	堀 田 昌 人	経営企画本部長
取 締 役	谷 和 義	株式会社指月電機製作所 社外取締役
取 締 役	岡 崎 裕 夫	
監 査 役 (常 勤)	田 中 利 秀	
監 査 役	小 林 茂 信	小林茂信会計事務所 所長
監 査 役	道 上 明	神戸ブルースカイ法律事務所 所長 極東開発工業株式会社 社外取締役

- (注) 1. 取締役谷和義氏および岡崎裕夫氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役小林茂信氏および道上明氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役田中利秀氏は、当社の経理部門および経理部長として長きにわたり経理経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役小林茂信氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役道上明氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役谷和義氏が社外取締役を務める株式会社指月電機製作所との間に、重要な取引関係はありません。
7. 当社は、監査役小林茂信氏が所長を務める小林茂信会計事務所との間に、重要な取引関係はありません。
8. 当社は、監査役道上明氏が所長を務める神戸ブルースカイ法律事務所および同氏が社外取締役を務める極東開発工業株式会社との間に、重要な取引関係はありません。
9. 取締役谷和義氏および岡崎裕夫氏ならびに監査役小林茂信氏および道上明氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者あるいは業務執行者でない役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。

② 当事業年度中の取締役および監査役の異動

2018年6月21日開催の第70回定時株主総会において、岡崎裕夫氏が取締役役に選任され、就任いたしました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	報酬等の額 (百万円)
取 締 役 (社外取締役を除く)	5	131
社 外 取 締 役	2	11
監 査 役 (社外監査役を除く)	1	19
社 外 監 査 役	2	10
合 計	10	172

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 2006年6月29日開催の第58回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額3億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、監査役の報酬限度額を年額1億円以内と決議いただいております。

⑤ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況および活動状況
社外取締役	谷 和 義	当事業年度開催の取締役会18回全てに出席し、必要に応じ、主に企業経営者として培ってきた経験や知見を活かし発言を行っております。
社外取締役	岡 崎 裕 夫	就任後開催の取締役会13回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に企業経営者として培ってきた経験や知見を活かし発言を行っております。
社外監査役	小 林 茂 信	当事業年度開催の取締役会18回全てに、また、監査役会13回全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士および税理士としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	道 上 明	当事業年度開催の取締役会18回のうち16回に出席し、また、監査役会13回全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

区 分	監査証明業務に基づく報酬	非監査証明業務に基づく報酬
当 社	44百万円	1百万円
子 会 社	—	—
合 計	44百万円	1百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、当社の監査証明業務に基づく報酬の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

③ 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の報酬等について、社内関係部門から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、協議を行った結果、監査内容および監査計画時間が適切かつ妥当であり、監査精度および監査品質が担保されていると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、国際的な会計・税務に関する相談業務を委託し、その対価を支払っております。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。特定の者の大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する当社株主の皆さまの判断に委ねられるべきものであると考えます。従いまして、当社取締役会としては、株主の皆さまの判断に資するために、大規模買付行為に関する情報が提供された後、これを評価・検討し、取締役会としての意見を取りまとめて開示することが必要と考えます。また、必要に応じて、大規模買付者と交渉することや株主の皆さまへ代替案を提示することも必要と考えます。

今後当社株式に対して企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような大規模買付行為がなされる可能性は否定できず、大規模買付行為が発生した場合に、株主の皆さまのために必要な情報や時間を確保する重要性は他社となんら変わらないことから、当社取締役会は事前の対応策の導入が必要であると考えます。

② 取組みの具体的な内容の概要

(1) 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、1934年の創業以来、業務用・プロ用の音響設備と映像設備の専門メーカーとして、神戸の地から120カ国を超える世界の国々へ商品を送り続けてきました。当社グループでは、長年培った技術力やノウハウを武器に、商品の企画・開発から生産、販売、運営に至るまでの業務を一貫して手掛けています。“音”や“安全”を通じ、快適な暮らしを皆さまにお届けできるよう、音響、映像、ネットワークなどの分野でさらに技術力を高め、より良い商品を作り続けてまいります。

音響事業では、駅や商業施設のアナウンス設備やコンサートホールのアンプ・スピーカーなど、多彩な音響機器を通じて快適な日常を支えています。例えば、高度な音響システム技術が必要な空港の放送設備です。国内ではトップシェアを獲得し、海外でも多くの空港への納入実績があります。

映像事業では、防犯カメラシステムを中心とした防犯機器を扱っています。治安の悪化に伴い、防犯機器の需要は銀行や商店などから、街頭、マンション、学校などへと広がりがつつあります。社会の安全を支えるこの分野を、当社では成長事業と位置付けています。

当社および当社グループは、今後も中長期的な視野に立ち、変革を続けていく中で、変えてはならない当社の技術力とモノづくりへのこだわりの継承を大きな強みとして、技術力の拡大、蓄積、創造をかさね、クオリティの高い商品とサービスを提供し、企業価値のさらなる向上を目指してまいります。

(2) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、大規模買付行為が、一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に合致すると考え、次のとおり事前の情報提供に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」という。）を設定することといたしました。

大規模買付ルールの概要は次のとおりであります。

(i) 情報の提供

大規模買付者は、大規模買付行為の前に、当社取締役会に対して予定する大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」という。）を提供していただきます。

(ii) 取締役会による評価と意見の公表

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、最大60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または最大90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」という。）として設け、その取締役会評価期間を公表し、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

(iii) 独立委員会の設置

本対応方針において、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲の決定、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かの認定、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否かの認定、対抗措置の要否およびその内容の決定等について、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。当社取締役会は、かかる独立委員会に対して上記の問題を必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について審議し、その結果に応じて、当社取締役会に対して必要な勧告をすることとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動について決議を行うに際して、必ず独立委員会の勧告手続を経なければならないものとし、かつ、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。

大規模買付行為がなされた場合の対応方針の概要は次のとおりであります。

(i) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合、当社取締役会は、大規模買付者から提供を受けた情報を総合的に考慮・検討した結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資すると判断したときは、その旨の意見を表明します。他方、当該大規模買付行為に疑義や問題点があると考えたときは、当該買付提案について反対意見を表明し、または、代替案を提案します。これらの場合には、当社取締役会は、当社株主の皆さまに対して、当該買付提案に対する諾否の判断に必要な判断材料を提供させていただくとともに、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆さまにおいて、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当社取締役会において、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なう場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると判断したときには、当社取締役会は当社株主の皆さまの利益を守るために、当該大規模買付行為に対する対抗措置として無償割当てによる新株予約権を発行する場合があります。かかる場合の判断においては、外部専門家等および監査役の意見を参考に、提供された本必要情報を十分に評価・検討したうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

(ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、無償割当てによる新株予約権の発行を内容とする対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、対抗措置の発動を決定した後に、大規模買付者が買付ルールを遵守する旨を表明した場合は、対抗措置の発動を取り消します。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの認定および対抗措置の発動の適否・内容については、外部専門家等の助言および監査役の意見も参考にしたうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。

③ 取組みの具体的な内容に対する当社取締役会の判断およびその理由

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（1.企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、2.事前開示・株主意思の原則、3.必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論も踏まえた内容となっており、合理性を有するものです。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆さまが判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保することや株主の皆さまのために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本対応方針は、株主の皆さまのご意思を確認させていただくため、2008年6月27日開催の第60回定時株主総会において、承認可決されており、その後も、3年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会ごとに、継続の可否について承認を得るものとします。また、本対応方針は、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により廃止することが可能です。このように、本対応方針には、株主の皆さまのご意思が十分に反映されることとなっております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが最終的には株主の皆さまの判断に委ねられるべきであることを原則としており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されております。このように、本対応方針は取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応方針の導入にあたり、取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆さまのために、対抗措置の発動および本対応方針の廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあるか否か等を評価、検討し、取締役会に対して勧告を行い、取締役会はその勧告を最大限尊重して決議を行うこととします。このように、独立委員会によって取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆さまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止することが可能です。

従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまへの利益還元の充実を経営の優先課題の一つとして位置づけております。

利益配分に関しましては、安定的な配当を基本におくとともに、業績を勘案しつつ株主の皆さまへの利益還元を図ってまいります。また、内部留保にも意を配り、長期的に安定した経営基盤を確保するとともに、積極的な研究開発投資を行い会社の競争力を高め、財務体質の強化を図ることにより、企業価値の向上に努めてまいります。

さらに、業績に連動した配当を行うことをより明確にするため、年間20円（中間配当10円および期末配当10円）の配当を維持することを基本として業績を加味し、連結配当性向35%を目安に、持続的な成長を可能とする内部留保とのバランスを総合的に勘案して決定いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てており、比率等は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	41,423	流動負債	8,073
現金及び預金	17,014	支払手形及び買掛金	4,066
受取手形及び売掛金	10,305	短期借入金	934
有価証券	3,500	リース債務	107
商品及び製品	6,175	未払法人税等	417
仕掛品	846	賞与引当金	168
原材料及び貯蔵品	2,994	製品保証引当金	14
その他	671	その他	2,364
貸倒引当金	△85	固定負債	3,979
固定資産	16,319	リース債務	341
有形固定資産	7,747	繰延税金負債	284
建物及び構築物	2,609	退職給付に係る負債	2,625
機械装置及び運搬具	360	その他	727
工具器具及び備品	374	負債合計	12,053
土地	2,450	純資産の部	
リース資産	380	株主資本	40,802
建設仮勘定	1,571	資本金	5,279
無形固定資産	1,703	資本剰余金	6,866
のれん	551	利益剰余金	29,050
ソフトウェア	914	自己株式	△394
ソフトウェア仮勘定	42	その他の包括利益累計額	2,404
その他	194	その他有価証券評価差額金	3,250
投資その他の資産	6,869	為替換算調整勘定	△868
投資有価証券	5,524	退職給付に係る調整累計額	23
繰延税金資産	353	非支配株主持分	2,481
退職給付に係る資産	15	純資産合計	45,689
その他	977	負債純資産合計	57,742
貸倒引当金	△1		
資産合計	57,742		

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		46,338
売 上 原 価		26,152
売 上 総 利 益		20,185
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		16,282
営 業 利 益		3,903
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	31	
受 取 配 当 金	88	
受 取 保 険 金 及 び 配 当 金	27	
雑 収 入	147	295
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	43	
為 替 差 損	42	
雑 損 失	12	98
経 常 利 益		4,099
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,099
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,105	
法 人 税 等 調 整 額	73	1,178
当 期 純 利 益		2,921
非支配株主に帰属する当期純利益		417
親会社株主に帰属する当期純利益		2,504

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	22,355	流動負債	2,935
現金及び預金	7,226	買掛金	1,459
受取手形	2,492	リース債務	2
売掛金	5,669	未払金	525
有価証券	3,500	未払法人税等	206
製品	2,829	未払費用	533
仕掛品	2	その他	207
原材料及び貯蔵品	293	固定負債	3,120
前払費用	137	リース債務	9
その他	254	退職給付引当金	2,204
貸倒引当金	△50	繰延税金負債	293
固定資産	15,287	その他	613
有形固定資産	5,525	負債合計	6,055
建物	1,705	純資産の部	
構築物	6	株主資本	28,336
機械装置	0	資本金	5,279
工具器具及び備品	135	資本剰余金	6,808
土地	2,217	資本準備金	6,808
リース資産	11	その他資本剰余金	0
建設仮勘定	1,446	利益剰余金	16,642
無形固定資産	887	利益準備金	679
ソフトウェア	779	その他利益剰余金	15,962
ソフトウェア仮勘定	37	別途積立金	2,930
その他	70	繰越利益剰余金	13,032
投資その他の資産	8,875	自己株式	△394
投資有価証券	5,522	評価・換算差額等	3,250
関係会社株式	2,491	その他有価証券評価差額金	3,250
関係会社出資金	670	純資産合計	31,587
その他	191	負債純資産合計	37,642
貸倒引当金	△1		
資産合計	37,642		

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		32,815
売 上 原 価		20,594
売 上 総 利 益		12,221
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,680
営 業 利 益		1,540
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	388	
為 替 差 益	45	
雑 収 入	57	490
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4	
雑 損 失	4	8
経 常 利 益		2,022
税 引 前 当 期 純 利 益		2,022
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	402	
法 人 税 等 調 整 額	102	504
当 期 純 利 益		1,517

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

T O A 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松尾雅芳 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋野智也 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、T O A 株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T O A 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月15日

T O A 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松尾雅芳 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋野智也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、T O A株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立した立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月20日

TOA株式会社 監査役会

常勤監査役 田中利秀 ㊟

社外監査役 小林茂信 ㊟

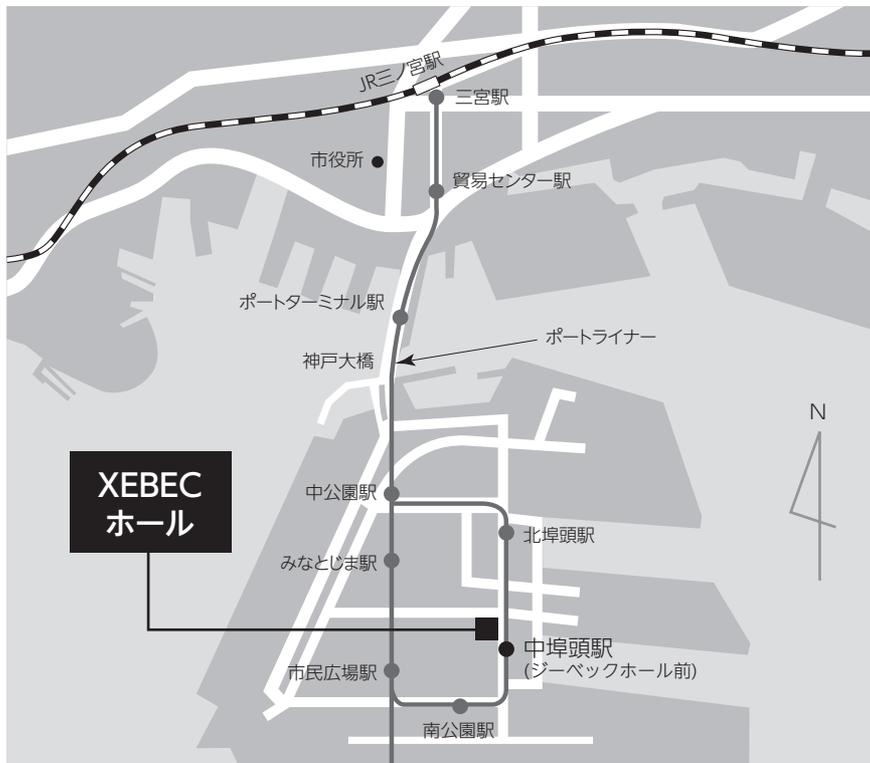
社外監査役 道上明 ㊟

以上

株主総会会場ご案内

会場：当社本店 XEBEC（ジーベック）ホール

神戸市中央区港島中町七丁目2番1号 電話 078 (303) 5620



交通機関のご案内

ポートライナー（北埠頭行き）

「中埠頭駅（ジーベックホール前）」下車

西側へ徒歩約3分（三宮駅から約17分）

経営基本方針（三つの安心）

- 一、顧客が安心して使用できる商品をつくる。
- 一、取引先が安心して取引できるようにする。
- 一、従業員が安心して働けるようにする。

TOAグループは、顧客、株主、取引先、従業員など、全てのステークホルダーの信頼と期待にお応えできるよう、日々、経営を行ってまいります。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。